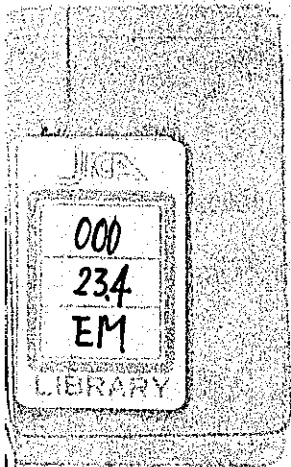


Page 2

昭和38年7月

業務例規集(案)

海外移住事業団



国際協力事業団

受入 月日 '84. 8. 15	000
登録No. 02983	23.4
	EM

業務例規集 (案)

目次

第一章 調査及び知識の普及

1. 海外移住知識の普及に関する基準(案) 1
2. " " " 実施要領(案) (別冊)
3. 学生移住連盟指導致領(案) 4

第二章 国内における援助及び指導業務(案)

第一節 移住相談

1. 移住相談基準(案) 6
2. 移住相談実施要領(案) (別冊)
3. 移住相談専門員規程(案) 8

JICA LIBRARY



1023940[8]

第二節 移住のあっせん

1. 海外移住に関するあっせん基準(案) 9
2. " " " あっせん実施要領(案) (別冊)
3. 移住希望者のあっせん選考規程(案) 10

第三節 能力の補完

1. 移住者講習会基準(案) 12
2. 移住者講習会実施要領(案) 14

第四節 移取援助

1. 渡航費貸付基準(案) 19
2. 渡航費貸付金の事務要領(案) (別冊)
3. 移住者支度費支給基準(案) 21

4. 移住者支度費支給実施要領(案)	23
5. 移住あつせ人所に関する規程(案)(別冊)	
6. 移住者輸送引卒業員規程(案)	27
7. 移住者輸送引卒業員執務心得(案)(別冊)	
付. 現地視察要領(案)(別冊)	

第三章 海外における援助及び指導

第一節 受入基盤拡大対策

受入基盤拡大対策(案)	29
-------------	----

第二節 産業振興対策

1. 産業振興対策(案)	31
2. 試験農場設置基準(案)	34
3. 試験農場運営要領(案)(別冊)	
4. 営農指導員必携(案)(別冊)	
5. 委託栽培実施要領(案)	36
6. 自動車類貸与規程(案)	38
7. 産業組合指導基準(案)	41
8. 産業組合指導要領(案)	43

第三節 医療衛生対策

1. 医療衛生対策(案)	49
2. 衛生指導員規程(案)(別冊)	
3. 衛生指導員必携(案)(別冊)	
4. 診療所設置基準(案)	50
5. 診療所運営規程(案)	52
6. 巡回診療実施要領(案)	54

7. 移住地衛生指導医研修制度規程(案)	56
第四節 教育対策	
1. 移住者子弟教育対策(案)	59
2. 小学校設置基準(案)	60
3. 小学校運営規程(案)	66
4. 中学及び高等学校設置基準(案)	71
5. 中学及び高等学校運営規程(案)	77
6. 日本語教育実施要領(案)	80
7. 移住者子弟育英制度規程(案)	81
第五節 文化指導対策	
1. 文化指導対策(案)	87
2. 青年講習会実施要領(案)	89
3. 对外接触指導要領(案)(別冊)	
第六節 社会福祉対策	
1. 社会福祉対策(案)	90
2. 移住者輸送機縁共済積立金制度規程(案)	92
3. 移住者保護費支給規程(案)	97
第七節 治安維持対策	
治安維持対策(案)	99
第八節 移住者又は移住地に関する諸方針	
1. 移住地選定方針(案)	101
2. 集団移住地指導方針(案)	103
3. 職業雇用移住者取扱い方針(案)	106
4. 技術雇用移住者取扱い方針(案)	108

5. 企業移住者取扱い方針(案)	110
------------------	-----

第九節 施設、機械等に関する規程

1. 建造物建設基準(案)	112
2. 建造物管理規程(案)	115
3. 自動車類管理規準(案)	117

第一章 調査及び知識の普及

海外移住知識の普及に関する基準（案）

カノ（目的） 海外移住に関する知識の普及は不特定多数を目標に次の事業を実施することを目的とする。

- (1) 移住を希望している者に対する移住者受入れの事情に関する正確な情報の提供
- (2) 潜在移住希望者を顕在化するための啓発
- (3) 一般国民の海外移住に関する理解と、協力の増大

カヌ（方法） カノの目的を達成するため、次の方法を講じる。

- (1) 組織 地方自治体、学校、農協、その他の組織を通じて知識が末端にまで浸透するように努めるとともに、移住に関する知識経験の豊富な人物を地方支部（地方協会）に配置し、かつ常時その知識の向上をはかり、なるべく知識を有する人物の配置を府県単位より市町村単位に拡大するよう措置すること。
- (2) 特定の個人を対象とするもの 社会的影響のある指導層、有力者等を特に啓発し、必要に応じこれを組織化すること。
- (3) 広報機関の利用 既存の新聞、ラジオ、テレビジョン、雑誌又は映画等、広報機関を利用するように努めること。
- (4) 資料の作成配布 イ、階層、年齢及び移住希望者の海外移住に関する知識程度等に応じ、なるべく豊富な資料を準備すること。
ロ、前号の資料が適当な機関又は対象によつて適切かつ、確実に利用されるよう措置すること。
- (5) 催し、その他 講演会、映画会、展示会、講習会等を催し又は協力すること。

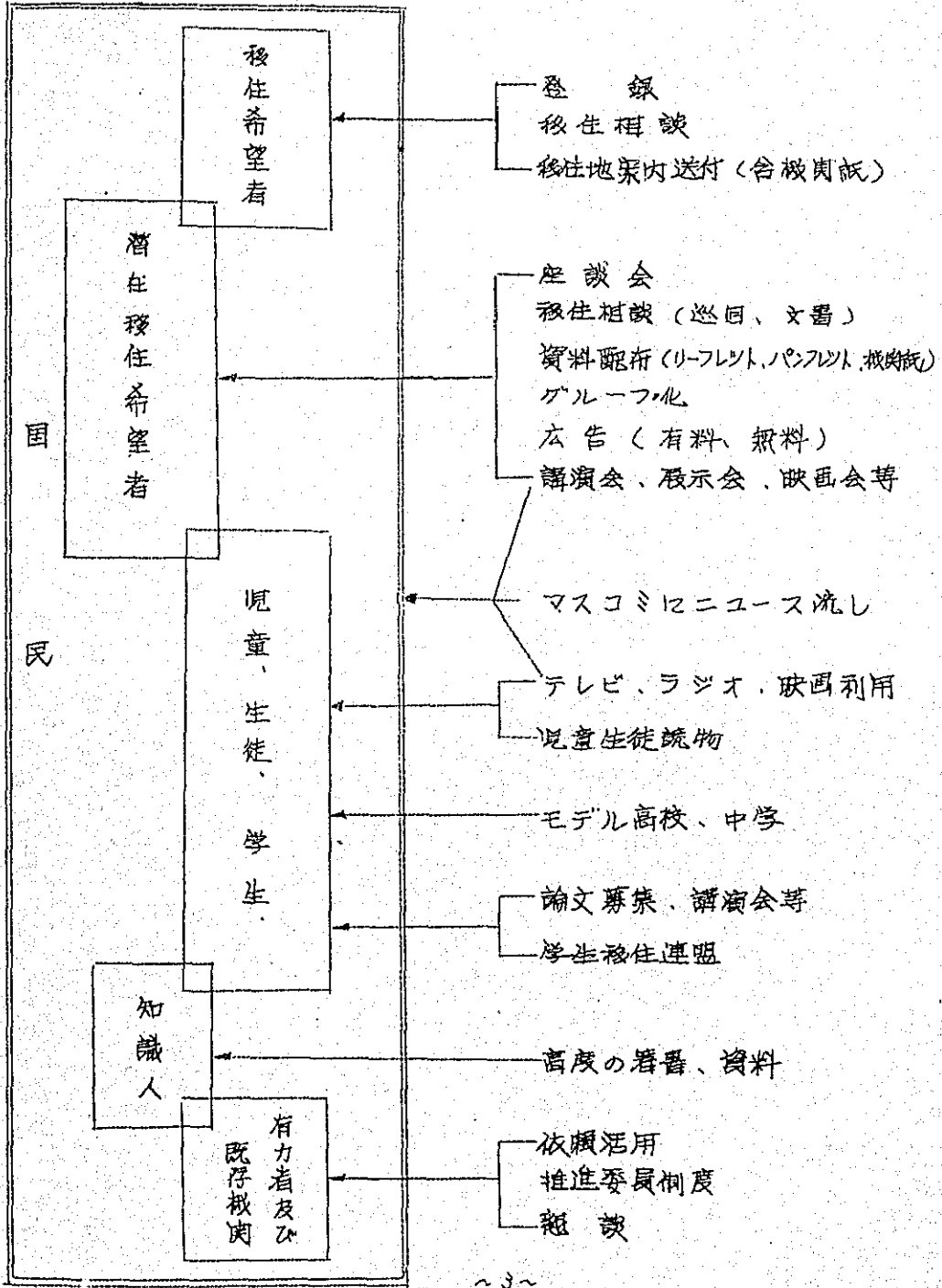
カヨ（重点） 一般国民に対して行う海外移住に関する知識の普及とともに次の対象に対して特に重点的にこれを実施するものとする。

- (1) 青少年及び移住実績地区等、移住可能性の強い階層及び地区。
- (2) 地理的、社会的理由による経済生活向上困難な地域又は階層。
- (3) 経済構造の変化等に伴い移住要因の増加した地域又は階層。
- (4) 不測の事故により、移住実現要因が稀薄となった者

オ 〃 (留意すべき事項) 1. 海外移住に関する知識は常に正確、最新のものであるなければならない。

2. 通常用いられているところの広報、宣伝の方法を有効に利用する。

3. 前項にかかわらず、海外移住の気品を落とし、或いは、その意図のない者を煽動するようなことがあつてはならない。



日本学生海外移住連盟指導要領(案)

第1 (知識の普及) 事業団は、日本学生海外移住連盟(以下単に連盟という)の活動が、「海外移住知識の普及に関する基準」第1の2及び3の目的に合致するものと認め、その自主性をおかさないうちでこれを指導助成するものとする。

第2 (便宜の供与) 事業団は連盟の活動に対し、必要と認められる便宜を供与する。

第3 (事業の一部委託) 事業団は海外移住事業団法第22条に定めるところにより、知識の普及に関する業務の一部を連盟に委託することがある。

第4 (知識の普及活動委託費の交付) 事業団は連盟に対し、委託費を交付する。

第5 (委託費申請方法) 1. 第4の実施にあたっては、事業団は連盟に対し、普及活動委託費交付申請書を提出させなければならない。

2. 交付申請書には、次の事項が明記されるものとする。

(1) 普及活動趣意書

イ) 目的

ロ) 対象および場所

ハ) 期間

ニ) 方法

ホ) 項目および内容

ヘ) 担当員の経歴

(2) 日程および支出計画明細

(3) 普及活動費請求書

第6 (委託契約の締結) 1. 委託を行なう場合、事業団は連盟と委託契約を締結する。

2. 委託契約には、次の事項が含まれなければならない。

- (1) 目的
- (2) 期間
- (3) 報告の義務
- (4) 補助金の交付
- (5) 会計報告
- (6) 余剰金の返納
- (7) 会計監査
- (8) 目的以外の流用の禁止

第7 (便宜供与の取り消し) 事業団は連盟の活動が海外移住の知識の普及上好ましくないと認められる場合は、便宜供与を取り消すことがある。

移住相談基準（案）

- ※1.（趣旨） 移住相談は、移住希望者の意志決定を誤らしめないために、熟達した専門員が、直接移住希望者の相談に応じて詳細かつ正確な情報を提供するとともに、適切な助言と勧告を行うものである。
- ※2.（移住相談の原則） 1. 移住相談に当っては、できるだけ本人の希望にそうようつとめなければならぬ。
2. 但し、本人の能力その他の条件に適合するものでなければならぬ。
- ※3.（専門員） 1. 移住相談は、移住希望者及びその子孫にとって、決定的影響を与える最も重要な業務の一つであるから、原則として海外移住に関する知識、経験の深い熟達した専門員がこれに当らなければならない。
2. 特に最終的移住相談は、必ず理事長が指名した移住相談専門員が行わなければならない。
3. 事業団は移住相談専門員を必ず府県単位に配置し、更に未滿にまで配置するよう措置するとともに、その資力の向上に努めなければならない。
- ※4.（無料） 事業団は、移住相談に際し、名目の如何を問わず、一切の金品を反領することはできない。但し、あらかじめ有料配布と定められた資料及び市販の書籍類をあっせんする場合はこの限りではない。
- ※5.（秘密の厳守） 事業団職員は、移住相談に際して知り得た事柄については、一切他に洩してはならない。

但し、犯罪事件に関し、裁判官、検察官、及び警察官より求められた場合を除く。

第二章 国内における援助及び指導業務

第一節 移住相談

移住相談専門員規程(案)

第1条(指名) 1 理事長は移住相談業務を担当させるために、移住相談専門員(以下「専門員」という。)を指名する。

2 移住相談専門員は、事業団職員に限定されない。

3 理事長は指名に当って、あらかじめ試験を行なうことができる。

第2条(資格) 専門員は次の資格を有しなければならない。

(1) 移住業務に5年以上従事し、移住に関する深い知識を有し、ラテン・アメリカ事情に通暁していること。

(2) 人格、識見が専門員として適当と認められること。

第3条(級別) 専門員は、その経験、能力等に依りて、これを一級及び二級に分けることができる。

第4条(研修) 理事長は専門員の資質を向上させるために研修を行なうものとする。

第5条(特別の専門員) 1 技術移住及び企業移住の特殊性により、理事長は技術移住相談専門員及び企業移住相談専門員を特に命ずることができる。

2 3種の専門員は兼ねることができる。

第6条(取消し) 理事長は専門員の指名後において、不適格の事由を認めるときは、これを取消し又は、一級専門員を二級専門員に降等することができる。

第二節 移住のあつせん

海外移住に関するあっせん基準(案)

第1(定義) この基準に示すあっせんとは、事業団が、移住希望者の適性と受入先の適否を総合的に判定して、その見解を双方に呈示し、移住の実現に必要な合意の成立をはかることをいう。

第2(移住の申込) 1. 事業団は、移住の申込みに対しては何人についても、これを受理しなければならない。

2. あっせんに先立ちあらかじめ移住相談の実施を求めることができる。

第3(移住者受入先の調査) 1. 事業団は別に定めるところにより移住者の受入先については詳細にその実情を調査し、条件を検討しなければならない。

2. 事業団は調査の結果に基づき、条件の改善を要求し、或いはあっせんの拒否を行なうことができる。

第4(あっせん条件の確定) あっせんに当っては事業団はあっせん申込者に対し、あっせんの内容を明確に呈示し、すべての条件を確定しなければならない。

第5(無料) 事業団はあっせんに際し、名目の如何を問わず、一切の金品を受領してはならない。

第6(秘密の厳守) 事業団職員はあっせんに際して、知り得た事項については一切他に洩してはならない。但し、犯罪事件に関し、裁判官、検察官及び警察官より求められた場合を除く。

第7(移住申込者の判定) 事業団は別に定めるところにより、移住申込者に対して、あっせん不能の判定を下すことができる。

移住希望者のあつせん選考規程(案)

第1条(目的) この規程はあつせん基準第7に基づき、移住希望者に対し、あつせんの適否を決定するための送考方法を定めたものである。

第2条(送考委員会) 移住希望者のあつせん送考の適正を期するために、理事長は移住希望者あつせん送考委員会(以下「送考委員会」という。)を設ける。

第3条(送考委員会の組織) 送考委員会は常務理事を委員長とし、次の委員により組織する。

業務部長

手続関係課長

移住相談室主任

当該地域班主任

第4条(送考の基準) 移住希望者のあつせん審査の際における判定は、移住者の受入先の提示する条件と、受入先国の入国条件に基づき、次の基準により行なうものとする。

- (1) 労力的基準
- (2) 職業的基準
- (3) 健康的基準
- (4) 経済的基準
- (5) 精神的基準
- (6) 家族関係的基準

第5条(他地区への振替指導) 送考委員会は、移住希望者の希望地区への移住が不適當と認められるときは、他の地区への移住を指導

するよう措置しなければならない。

第6条（決定後の措置） 委員長は移住希望者に対して送考の結果を、すみやかに通知しなければならない。

第7条（決定の取消し） 送考委員会が決定した後に送考の基礎とした筆美に誤りがあることが発見された場合には、その決定を取り消すことがある。

第8条（有効期間） 送考委員会が決定した送考結果は、決定された日より起算して一年を有効期間とする。

第9条（送考の委任） 送考委員会は理事長の承認を経て、別に定めるところにより、その権限の一部を国内支部（地方協会）に委任することができる。

第三節 能力の補完

移住者講習会基準（案）

ヤノ（目的）事業団は、移住者に対し、移住後の現地社会への適応性を向上せしめ、かつこれ等の業種に応じた能力を附与し、その生活の安定と経済的発展を容易にするため、渡航前並びに航海中も可能な限り移住講習会を行うものとする。

ヤニ（種類）移住者講習会は次の7種類とする。

- (1) 全移住者講習会
- (2) 船中講習会
- (3) 農業訓練講習会
- (4) 単身移住者農業訓練講習会
- (5) 技術移住者講習会
- (6) 技術訓練講習会
- (7) その他の講習会

ヤウ（全移住者講習会）移住するノコ才以上の全員を対象として、現地における諸般の事情を周知せしめ、社会的、経済的、生活的適応性を附与することを目的とする。

ヤカ（船中講習会）義務教育期間中にあるものに対して語学及び日本における学校教育を実施し、ノコ才以上の全員に対してはヤウを補充し、かつ必要な語学力を付与することを目的とする。

ヤク（農業訓練講習会）農業経験不足な者が、農業者として移住しようとする場合、農業者として最小限必要な知識と経験を付与するために精神的、肉体的訓練を実施することを目的とする。

ヤク（単身移住者農業訓練講習会）単身にて農業移住するものに対し、最終選考を兼ねた農業訓練を実施することを目的とする。

ヤク（技術移住者講習会）技術者又は技能者（以下「技術者」と総称する。）として移住するものに対し、技術移住の特殊性に鑑みヤウの講習を補充し、かつ技術的に適応する訓練を行なうことを目的とする。

ヤ8 (技術訓練講習会) 技術経験不足なものが技術移住者として移住する場合、技術者として必要な知識経験を付与することを目的とする。

ヤ9 (その他の講習会) 必要に応じ理事長がその都度定める。

ヤ10 (移住者講習会の実施と委託) 事業団は特別の事情があるときは、移住者講習会を他の適当と認められる機関に委託することができる。

ヤ11 (受講者に対する措置) 講習会は移住者の財産整理、渡航手続等その他移住するために必要な行動を阻害しないよう実施されなければならない。講習会に出席するものに対し、特に定めるもの以外については、講習参加による経済的負担がかからないよう措置されなければならない。

ヤ12 (教材) 講習会の教材は無償配付するものとする。但し、市販されているものについては、実費にてあつせんする。

ヤ13 (各講習会の関係) 各講習会は、その内容の重複を避け、かつ密接に関連させて実施しなければならない。

移住者講習会実施要領 (案)

- カノ (全移住者講習会) 1. 編成 移住するノトオ以上のもので
 スノ名以上をもって受入先県別に編成した単位で行なうものとする。
 2. 期間 講習期間はノ日ノ時面を基準として約3日とする。
 3. 科目 講習科目及びその時面数はおおむね次の通りとする。

(科目)	(内 容)	(時面)
慣 習	社交、慣習、法想、言葉、ものの見方	4
教育、宗教	教育、宗教	3
経 済	経済、成功への道	3
生 活	食料、住居、労務、服従、生活	4
衛 生	医療、衛生	3
渡航準備	携行荷物、出発より到着まで	3

備 考 (1) 講習日程が2日の場合は、各課目を一時間ずつ縮少
 することができる。(2) 算学教育は行互わない。講習科目中「言
 葉」というのは、言葉の通じない国で生活する心得を説明する。
 (3) 「経済」は所謂経済学ではなく経営或いは経営上必要な経済
 事情等の内容である。

4. 講 師 理事長は移住相談専門員の中から専門科目に応じて講
 師を任命する。但し、特別の事情があるときは、他に講師を委嘱
 することがある。
 5. 場 所 渡航のため集結する移住あつせん所、又は集合に便宜と
 認められる場所とする。

カニ (船中講習会) 1. 編成 渡航中にある移住者の中ノトオ以
 上のもの全員および義務教育期間中のものを対象として編成する。

前項については更に受入先国別に編成することができる。

2. 期間 講習期間はノ日3時を標準とし、航海全期間中とする。

但し、目的港到着3日前に内講するものとし、寄港の際の停泊期間中は休講とする。

3. 科目 講習科目は概ね次に掲げるものとする。

科目 (学令見学版)	青年及び成人学級
一般学校教育の内容	語学
	現地事情
語学	国際救護

4. 講師 講師は移住者輸送引平員がこれに当る。但し乗船者の中に適当な人がいる場合は、これに対し、その一部を委嘱することができる。

5. 謝金 部外の講師を委嘱した場合は別に定める謝金を支給するものとする。

オ3 (職業訓練講習会) / 編成 職業経験の不足するものを職業者として移住するノ8才以上50才未満の男女20名を単位として編成するものとする。

2. 期間 訓練講習期間は、ノ日5時を基準として約3ヶ月とする。

3. 科目 訓練講習科目及びその時間は原則として次に掲げるものとする。

(一般科目) ノ60時間 移住に対する考え方2時間、政治経済2時間、法規3時間、国土と住民3時間、生活2時間
現地料理 ノ3時間 渡航準備及び手続 2時間 語学 120 "
討論会 ノ3時間

(専門科目) 4ノ2時間

農業概論	26時間	農業肥料	4時間	南米の農業事情	2時間
熱帯農業	4 "	主要作物栽培法	13 "	畜産	8 "
畜産加工	10 "	自給食糧の保存加工	4 "	農業協同組合論	2 "
前名管財の進め方	4 "	開拓地見学	8 "	農業見学	16 "
雇用規程の進め方	4 "	農業概論及び修理	39 "	簡易測量	6 "
簡易建築	10 "	農業実習	252 "		
総合計	572時間				

4. 講師 理事長は、専門科目に応じて講師を委嘱するものとする。
5. 場所 農業訓練講習会の場所は専業田の訓練所又は専業田が適当と認められた場所とする。

24 (単身農業移住者訓練講習会) /、編成 単身にて農業移住するもので20名以上をもつて受入範囲別に編成した単位で行なうものとする。

2. 期間 農業訓練講習会の期間は、1日8時間を基準として約1カ月とする。

3. 科目 訓練講習科目及びその時間は原則として次の通りとする

(一般科目) 75時間

移住に対する考え方	2時間	政治経済	2時間	国土と住民	2時間
法規	2 "	生活	2 "	渡航準備	2 "
語学	60 "	面接及びクレパシ性格検査	3時間		

(専攻科目) 135時間

移住国の農業事情	2時間	日系人の農業	2時間	受入農家の概要	2時間
南米の農家	2 "	農業協同組合論	1 "	農業概論の保存及び修理	30 "

職業見学 8時間 職業実習 78時間

総合計 200時間

4. 講師 理事長は、専門科目に応じて講師を委嘱するものとする。

5. 場所 職業訓練講習の場所は、事業団の訓練所又は、事業団が
適当と認められた場所とする。

6. 選考 移住希望者のあつせん選考規程より先に定める選考委
員会は講習会の講師その他の報告に基づき選考規程より4条の基準に
従つて受講者の適格性を判定する。

カ5 (技術移住者講習会) 1. 編成 移住する技術者10名をも
つて受入先国別に編成した単位で行なうものとする。

2. 期間 講習期間は1日8時間を基準として約1週間とする。

3. 科目 講習科目及びその時間は原則として次に掲げるものとし
る。(ノ般科目) 19時間

移住に対する考え方 2時間 政治経済 2時間 国土と住民 2時間

工業事情 2" 渡航準備 2" 語学 9"

(専門科目) 25時間

労働法及び慣習 2時間 会社概要 1時間 電気大要 2時間

機械材料 2" 材料工作法 2" 数学 2"

企業経営と金融事情 1" 工業規格 1" 概図 2"

技術用語 3" 工場見学 4"

総合計 44時間

4. 講師 理事長は、専門科目に応じて講師を委嘱するものとする。

5. 場所 技術移住者講習会の場所は事業団の訓練所又は事業団が
適当と認められた場所とする。

④ (技術訓練講習会) /、縮成 技術経験の不足を著で、移住するものに対し取産別に縮成を行ない技術訓練を実施する。

⑤、期間及び時期 訓練講習会の期間は / 日 8 時間を基準として約 6 カ月とする。⑥、時期 訓練講習会は年 2 回実施するものとし、その時期は別に定める。⑦、訓練講習科目及びその時間数は原則として次の通りとする。

課目及び時間数

(普通学科) 250 時間

社会 230 時間 体育数学、経営大要、その他 20 時間

(専門学科) 305 時間

機械工学大意 55 時間 機械工作法 100 時間 材料 40 時間

材料力学 30 “ 電気 80 “

(実技) 280 時間

基本実習 130 時間 応用実習 150 時間

総合計 835 時間

⑧、講師 理事長は、専門科目に応じて講師を委嘱するものとする

⑨、場所 訓練講習の場所は事業団の訓練所又は事業団が適当と認める場所とする。



6

2



4

1